

平成17年度
「日本耳鼻咽喉科学会補
聴器相談医」
委嘱のための講習会

岡山県補聴器キーパーソン

藤本政明

補聴器販売の在り方に関する (社)日本耳鼻咽喉科学会の基本方針

- 1. 補聴器は、難聴によるコミュニケーション障害の補完を目的とする医療機器であり、耳鼻咽喉科医の診断のもとに購入されるべきである。
- 2. 補聴器販売に従事する者は、その難聴者に有効かつ適正な補聴器を販売するために、耳鼻咽喉科の指導を受ける。
- 3. 各都道府県地方部会では地方部会長、補聴器キーパーソン、福祉医療委員会委員、補聴器相談医等の協力のもとに上記の事項の実現を目指す。

補聴器販売の在り方に関する (社)日本耳鼻咽喉科学会の基本方針

当面の具体的事項

- 1. 補聴器製造販売業者および販売業者にたいして改正薬事法(平成17年度施行)の遵守を指導する。
- 2. 身体障害者福祉法による補聴器の交付においては、適切な補聴器交付が行われるよう取り計らい、15条指定医がこれを確認する。
- 3. 耳鼻咽喉科医の指導を受けている販売店、販売業者を支援する。
- 4. 補聴器および集音器の宣伝においては、薬事法による広告規制の遵守を指導する。

日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医

■ 地方部会長の推薦

地方部会長は「日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医」(以下「相談医」と略)委嘱の申請のために、資格を満たす会員の氏名、住所、勤務先、勤務作住所のリストを理事長に提出する。期間は毎年1月10日から2月10日とする。

「日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医」 委嘱のためのガイドライン

資格

- (1) 日本耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医であること
- (2) 補聴器に関する診療(適応決定および効果確認)と相談に積極的に参加する意志があること
- (3) 下記のいずれかの経歴があること
 - a. 補聴器適合判定意志研修会受講者(厚生労働省主催・日耳鼻後援)
 - b. 地方部会が行う「日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医」委嘱のための研修会受講者(研修会カリキュラムは別に定める)

「日本耳鼻咽喉科学会補聴器相談医」 委嘱のためのガイドライン

更新

(1) 更新の資格

以下の講習会を6年間に6時間以上受講すれば更新資格を取得できる。

専門医講習会の補聴器実技講習、身体障害者福祉医療講習会、または日本聴覚医学会補聴器研究会をそれぞれ2時間分とする。ただし、地方部会が行う更新のための講習会を加えることができる。

講習会で受講者が獲得する目標

- 補聴器適応を決定する
- 所有補聴器が役立つか否かを判断する
- 使用者が補聴器に不満なため、認定補聴器技能者などに質問し、また機種種の再検討や再調整を依頼する場合に知っておきたい、関連する知識を得る
- 補聴器特性測定と耳型採型を実際に体験する

補聴器店(岡山県と広島県)の現状

岡山県

- タウンページで補聴器販売店を検索 210店
- 補聴器販売店協会加盟店 18店(8.6%)
- 認定補聴器専門店 12店(5.7%)

広島県

- タウンページで補聴器店を検索 178店
- 補聴器販売店協会加盟店 22店(12.4%)
- 認定補聴器専門店 11店(6.2%)

認定補聴器技能者

- 厚生労働省の指定法人であるテクノエイド協会は、1989年(平成元年)度から補聴器技能講習会を開き、補聴器技能者の資質向上に努めてきた。
- 本講習会を受講し、終了時の試験に合格後3年以上補聴器装用に関する実務経験を有する者を対象に1993年(平成5年)に第1回認定補聴器技能者試験が行われた。
- 以後年1回試験が実施され、合格した者が認定補聴器技能者となっている。

- (1)この制度による資格を取得することができるのは、財団法人テクノエイド協会(以下「協会」という。)が行う「認定補聴器技能者試験」(以下「認定試験という。」)に合格した者とする。
- (2)認定試験を受験するには、別表に示した規定の講習会及び一定期間の実務経験を必要とする。

4. 資格制度の流れ

資格制度の流れ

① 補聴器技能者基礎講習会

- 受講資格 補聴器販売経験の少ない者
 - 講習内容 5日間40時間、補聴器販売に必要な基礎的な知識・技能の修得(実習を含む)
- ※修了者はその期間に指定講習会を受講し、規定の指定ポイントを得ること。

3年間

② 補聴器技能者講習会

- 受講資格 補聴器技能者基礎講習会修了者で3年以上の販売実務経験を有し、その期間に指定講習会の規定ポイントを得、耳鼻科医師の指導を受けている者。又、同等の資格を有すると認められ、耳鼻科医師の指導を受けている者。
 - 講習内容 5日間40時間、補聴器販売に必要な知識と技能の修得。
- ※修了者はその期間に指定講習会を受講し、規定の指定ポイントを得ること。

2年間

③ 認定補聴器技能者試験

- 受験資格 補聴器技能者講習会修了者で概ね2年以上の販売実務経験を有し、その期間に指定講習会の規定ポイントを得、耳鼻科医師の指導を受けている者。又、同等の資格を有すると認められ、耳鼻科医師の指導を受けている者。
 - 試験内容 認定補聴器技能者に必要な知識の筆記試験と実技試験。
- ※認定補聴器技能者は5年間の販売実務に従事し、この間に指定講習会を受講して規定のポイントを得ることが技能者証更新の条件となる

5年間

④ 認定補聴器技能者更新講習会

◎補聴器技能者基礎講習会は平成11年8月に第1回を実施した。

認定補聴器販売店

- 補聴器特性測定装置、補聴効果評価装置をもち、簡単な修理が行え、認定補聴器技能者がいること。

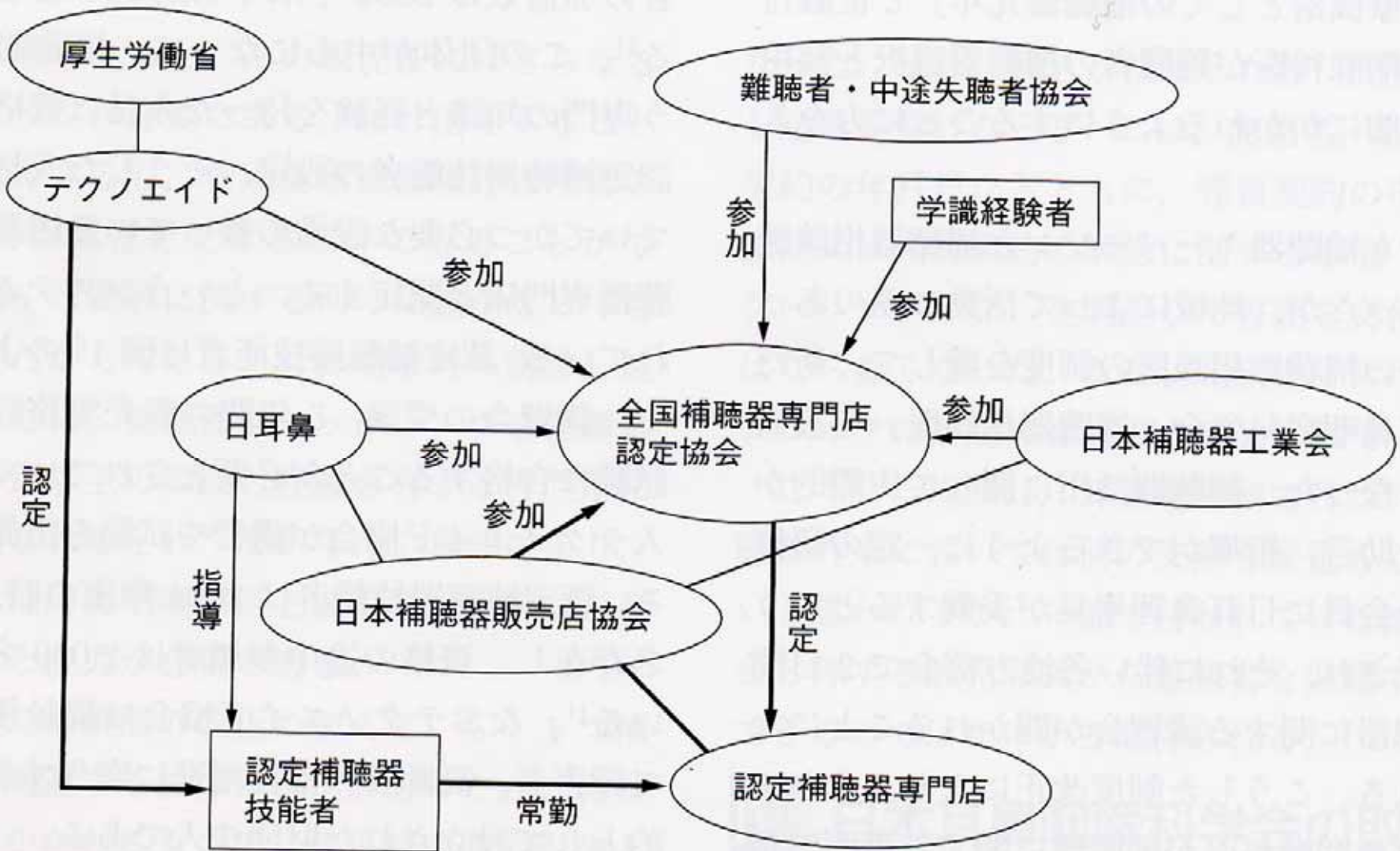


図 2 補聴器に関連する各団体、資格者の関係

聴覚検査と補聴器

- 1 . 標準純音聴力検査 (必須)
- 2 . 語音弁別能検査 (必須)
- 3 . 音場における語音弁別能検査
- 4 . 言葉の了解度検査
- 5 . 歪語音明瞭度検査
- 6 . 方向感検査
- 7 . UCL・MCL検査 (推奨)
- 8 . SISI検査
- 9 . 自記オーディオメトリー
- 10 . インピーダンス・オーディオメトリー
- 11 . 耳鳴検査
- 12 . SPLヒアリングメーターによる検査

標準純音聴力検査

- 閾値の決定
- 難聴部位診断
- 聴力型
- 一般的には、40 dB以上が補聴器の適応といわれている。
- 50 dB以上は、絶対必要である。

語音弁別能検査

- 57式語表(50語)と67式語表(20語)
- 最高語音明瞭度を弁別能という
- マスキングはスピーチノイズを用いる
- 通常は、10dBステップで3回ぐらい行う
- 高齢者では、3秒間の間隔について行けないことがあるので注意

語音弁別能検査

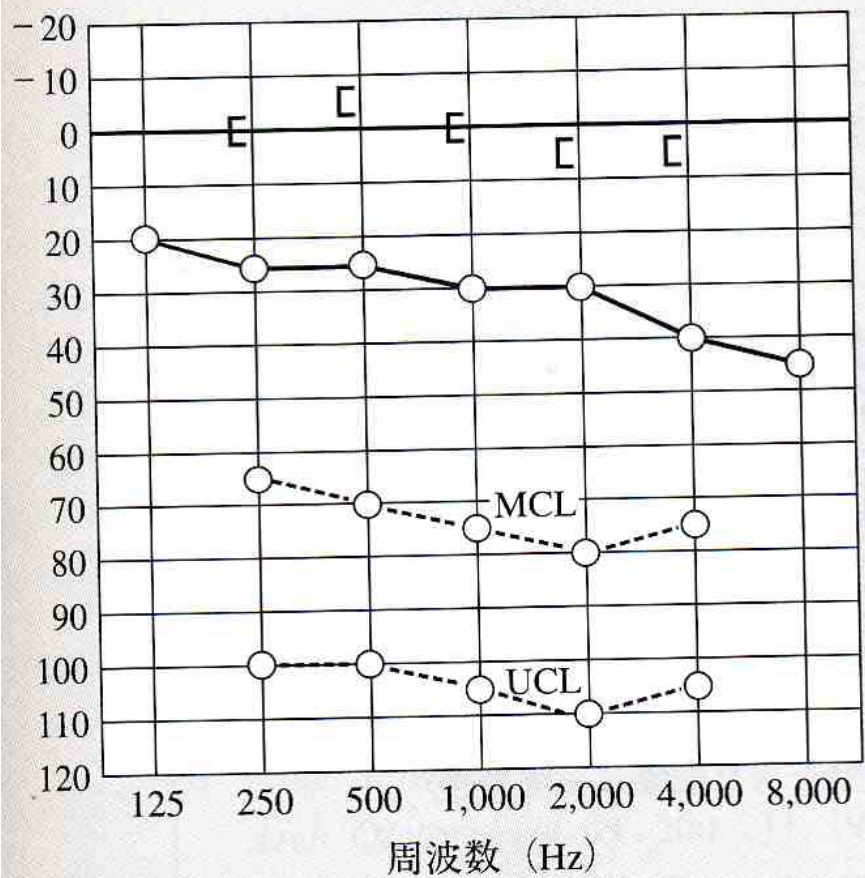
- 70%以上 静かな環境下では、おおむね会話が理解できる。しかし、騒音下では、聞きづらい。
- 50～70% 静かな環境下でも聞き取りづらい場合が出てくる。
- 50%未満 静かな環境下でもかなり聞き取り能力は悪い。

語音明瞭度

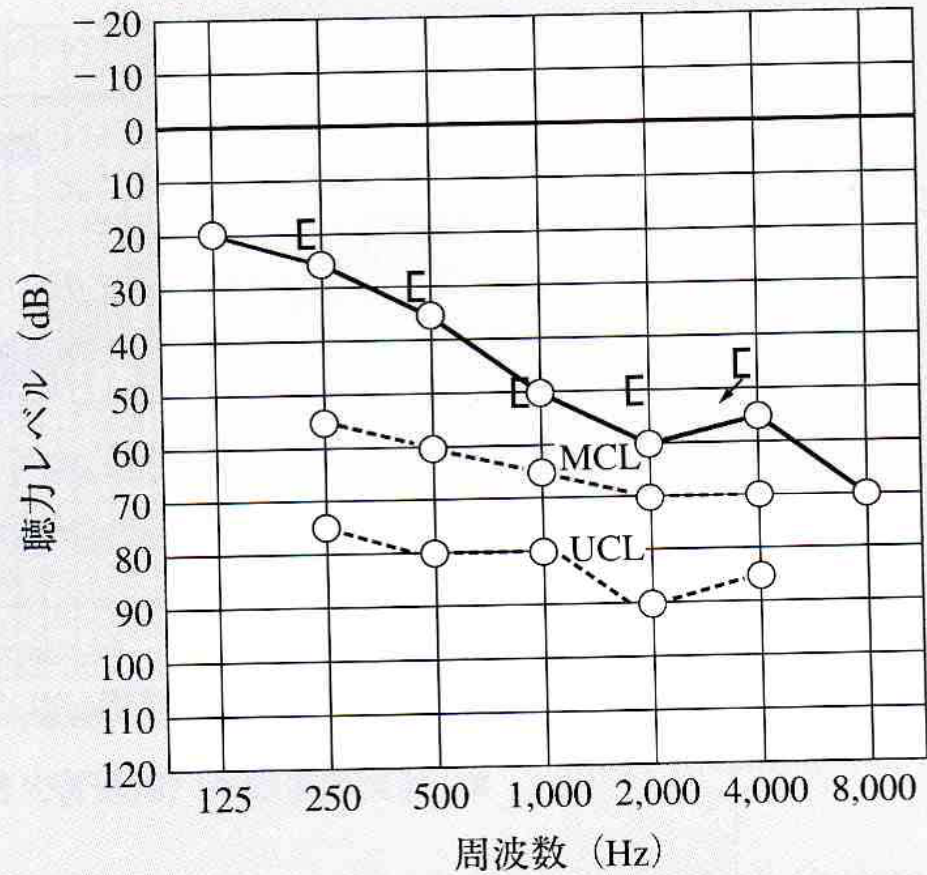
- 60%以上 補聴器の効果を得られやすい。
- 40%以下 補聴器の効果に限りが見られるが、他に方法がなければその旨を説明した上で、補聴器の適応。
- 20%以下 人工内耳適応？

不快閾値の測定

- UCL (uncomfortable loudness level): 50dB
やかましくて不快感がある
- MCL (most comfortable loudness level): 80dB
ラジオやレコードを聞いていてその内容が明快に聞こえ、しかも長時間きき続けても疲れない



a. 補充現象陰性の例



b. 補充現象陽性の例